

非違行為の個別事案（性的な言動）に対する  
検証結果報告書

令和3年（2021年）12月

長野県教育委員会

# I 概要

## 1 検証の目的

教職員から「長野県教職員通報・相談窓口」に通報のあった案件について、県教育委員会事務局の事前調査の結果、コンプライアンス上、問題があると考えられることから、検証を行うこととした。

検証過程のすべての段階において、客観的、専門的な視点を確保するため、コンプライアンスアドバイザーからの指摘、助言をいただきながら、事実関係を検証し、責任の明確化を図るとともに、再発防止につなげる。

## 2 経緯

①令和3年2月28日

総務部コンプライアンス・行政経営課へ教職員から通報

(通報概要)

X高校のA教諭から同校女子生徒（Bさん）へのセクハラがあった。事案を知ったBさんの保護者が県教育委員会に抗議し、X高校校長等が保護者に謝罪したが、A教諭が事案後に休職したまま、何らの処分もなく定年退職したことに大きな疑問を感じる。教育委員会の幹部がX高校関係者であったために、A教諭への処分がなかったことや隠ぺいが行われたことが疑われる。

②令和3年3月11日

通報者の同意を得て、県教育委員会の「教職員通報・相談窓口」の事案として取り扱うこととする。

以後、関係者への聞き取り調査実施。

③令和3年8月5日～

県教育委員会コンプライアンスアドバイザー会議開催。

## 3 コンプライアンスアドバイザー会議

### (1) 検討事項

①事務局による事実確認結果の検証

事実確認結果の不十分な点を検討し、必要な情報や追加調査を明確にする。

②本事案の問題点・原因等の明確化

当時の職員による対応の問題点を検討し、なぜこのような事態が生じたのかを明らかにする。

### ③再発防止のための対策の検討

再発防止のために県教育委員会が取るべき対策を検討する。

## (2) 開催状況

【3月下旬～4月中旬 関係者（高校教育課・学校）へ事前の聞き取り調査を実施】

第1回 8月5日 案件の説明、質疑・議論

第2回 9月10日 第1回の意見等を踏まえた議論

【10月中旬 関係者へ再度聞き取り調査を実施】

第3回 11月2日 聞き取り調査結果の検討、検証結果報告書（案）検討

第4回 12月14日 検証結果報告書（案）検討

### <参考1>長野県教職員通報・相談窓口

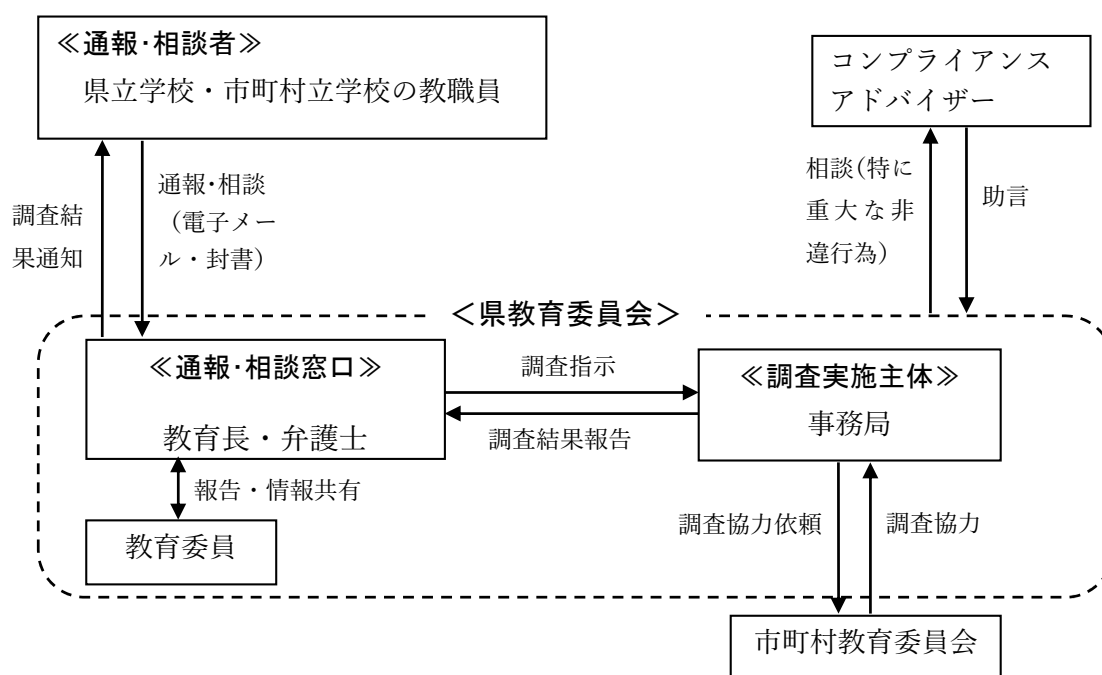
#### 1 目的

非違行為を発見した教職員が安心して通報・相談できる体制を構築し、教職員の非違行為の発生を抑制するため、県教育委員会に教職員のための通報・相談窓口を設置する（平成26年4月～）。

#### 2 通報・相談の流れ

○窓 口： 県教育長・弁護士（コンプライアンスアドバイザー）

○通報・相談内容： 教職員に係る非違行為



<参考2>長野県教育委員会コンプライアンスアドバイザー名簿

氏 名	所 属 ・ 職 名
高橋 聖明	弁護士
戸谷 佳子	臨床心理士
藤岡 淳子	大阪大学大学院名誉教授
関 良徳	信州大学教育学部教授
水本 正俊	一般社団法人長野県経営者協会 専務理事
黒岩 裕子	元県PTA連合会副会長

(敬称略)

## II 事案の内容

通報のあった事案について、当時の資料と関係者からの聞き取り調査の内容から以下の事実があったものと認定する。

### 1 A教諭がBさんに行った行為

令和元年8月、A教諭とBさんは、Bさんの部活終了後に研究室で一緒に食事を取った。

その際に、A教諭は、Bさんがあまり外出をしないという話をしたことを受けて、日帰り温泉施設に行くことをBさんに提案した。Bさんは行きたくないと思ったが、断り切れずに出かけることとなった。

A教諭は、自分の車にBさんを乗せて、県内の日帰り温泉施設に行った。

日帰り温泉施設では、別々に入浴し、入浴後、談話室でA教諭は、「このまま泊っていったら楽なのにな」、「また一緒に来てくれますか」、「今度来たときは、ランチ食べて、温泉入って、個室でごろごろできたらいいね」との発言をした。

温泉から帰る途中の車中で、A教諭は、Bさんの手を握る、耳たぶを触るという行為を行った。また、「今は手でしかつなげられないけど、高校を卒業したら他のところでもつながりたい」という発言をした。

これらの行為・発言を受けて、BさんはA教諭に対して恐怖心を抱くに至った。

### 2 保護者の申し立てがあるまでの学校の対応

翌日、Bさんは、別の教諭を通じてC校長に前日のことを申し出たが、Bさんは保護者には伝えないでほしいと言い、C校長も了解した。

C校長はA教諭に事実確認を行い、Bさんの怖がる気持ちを伝え、Bさんに近づかないこと、今後一切連絡や声掛けをしないことを指導した。A教諭からは、Bさんに謝罪したいとの要望があり、これを許可した。

A教諭は、生徒に怖い思いをさせたことやルールを破っていることを理解して、C校長の指導を受け入れた。

C校長は、翌日にBさんにA教諭に対して指導を行ったことを伝えた。Bさんからは、C校長に、A教諭から謝罪と今後は遠くから見守るとの内容のメールを受け取ったとの話があった。

C校長は、Bさんからの訴えを受けた際、学校運営や生徒指導等に活躍していたA教諭を早く指導し、業務に取り組んでほしいとの思いであった。

上記事案は、「職員又は服務に関する事故」にあたり、県立学校長服務規程（以下「規程」）第7条に基づき、県教育委員会へ報告（県立高校は高校教育課へ報告）すべきものであったにもかかわらず、C校長は、Bさんに保護者へ連絡してほしくないとの意向があることや、A教諭も指導を受けて反省しており、Bさんもその内容に納得していると受け取ったことから、この事案はこれ以上、問題が大きくなると考え、報告しなかった。

### 3 保護者からの申し立て後の高校教育課及び学校の対応

約1か月後、Bさんから本事案を聞いたBさんの保護者が、高校教育課に来訪し、「夏休み明け以降もBの友人からA教諭が授業中に見ていたと言われたり、登校時に待ち伏せされていると感じたり、A教諭に学校内で会うと不快な気持ちになったりと、嫌な思いをしている。Bが病気になってしまうのではないかと心配しており、学校でA教諭に会うことがないようにしてほしい。処分については、教育委員会で判断をしてほしい。再発防止の手当てを講じてほしい。」との申し立てがあった。

Bさんの保護者への対応は管理系の地区担当者であったD指導主事が行っており、初めて聞く内容であったことから、学校に確認すると回答している。

D指導主事は、C校長に対して、高校教育課にBさんの保護者が来訪されて本事案について申し立てがあった旨を伝え、事実確認を依頼した。

同日、学校から事故報告書が提出された。その後事故報告書は計6回提出されているが、そこには、校長が行った事実確認において確認したA教諭のBさんへの詳細な発言内容の全ては記載されていなかった。

C校長は、改めてA教諭に対して、本事案後のBさんとの接し方について確認している。

また、学校内では、C校長、教頭、担任等で対応を協議しており、その中において懲戒処分ではないかという声も上がっていた。

C校長は、Bさんの自宅を訪問し、保護者に対して本事案について連絡しなかったことを謝罪するとともに、保護者の意向の確認を行った。その後も高校教育課の依頼に基づき、保護者の考え方の確認を再度行っている。

保護者からは「懲戒免職までは求めていない。求めて逆恨みされても嫌なので、本人からA教諭の姿が見えないようにしてほしい。落ち着いた学校生活を送ることができるよう、学校としてケアをしてほしい。」との発言があった。

高校教育課からは、学校に対して、前述の保護者への意向確認とともに、情報共有を学校内のだれとどこまで行うか、今後の不安要素、当該生徒のケアをどうするか等の検討を依頼している。

なお、事故報告書において、A教諭としては自らの行為はわいせつ行為としての意図はなかった旨が報告されている。

高校教育課では、これらをC校長から報告を受けた後、D指導主事と管理係係長であるE教育幹が対応を協議し、F課長とも相談して対応した。

高校教育課は、関係者への十分な聞き取りを行わず、C校長からの報告やC校長とのやり取りのみに基づき、検討の過程では、この事案については、わいせつ・セクハラ行為とまでは至らない内容であり、処分を検討する案件ではないとの認識のもと、被害生徒の今後の学校生活の安全を図ることに重きを置き、保護者の申し立ても踏まえて、A教諭への対応について検討を行った。

高校教育課はC校長に、A教諭の処遇について、保護者の意向を尊重し、自己都合退職か、あるいは、体調が悪ければ療養休暇、休職に入ることも考えられると伝え、C校長は、A教諭にその旨を伝えている。

A教諭から、精神疾患のため休業が必要との医師による診断書が提出され、10月

中頃から療養休暇に入り、一度も復帰することなく翌年3月末に定年退職した。

### Ⅲ 本事案の問題点、原因等

#### 1 本事案の問題点

##### (1) A教諭のBさんに対する行為

- ・ A教諭が自分の車にBさんを乗せて、日帰り温泉に行った行為は、県教育委員会が定めた「わいせつ行為根絶のための特別対策」の共通ルール及び校内ルールに違反している。
- ・ 日帰り温泉から帰る途中の車中で、A教諭が、Bさんの手を握り、耳たぶを触ったことや、「今は手でしかつなげられないけれど、高校を卒業したら他のところでもつながりたい」と言ったことは、生徒に対してわいせつな言辞等の性的な言動を行ったものとして、わいせつな行為等に該当し、懲戒処分を行うべき案件であったと考えられる。

##### (2) C校長が県教育委員会に報告しなかったこと

- ・ C校長は、(1)のA教諭の行為は、生徒に対するわいせつな行為等に該当することを認識しており、規程に基づき、県教育委員会（県立高校は高校教育課へ報告）へ報告すべきものであった。それにもかかわらず、保護者の申し立てがあるまで、C校長が報告を怠ったことは、不適正な事務処理にあたりと考えられる。
- ・ C校長が、保護者の申し立てがあるまで高校教育課への報告をしなかったことに加え、A教諭のBさんへの詳細な発言内容について報告すべきであったのに報告しなかったことは、事案の隠ぺいと捉えざるを得ない。

##### (3) 県教育委員会（高校教育課）がA教諭の行為について十分な聞き取りを行わず、懲戒処分を行うべき案件でないと判断したこと

- ・ 高校教育課が、十分な聞き取りを行わず、C校長からの報告やC校長とのやり取りのみに基づき、A教諭の行為をわいせつな行為等とまでは至らない内容であると判断したことは、「懲戒処分等の指針」の適用を誤っており、不適正であった。
- ・ BさんがA教諭に対して恐怖心を抱いていたことから、A教諭とBさんとを引き離す必要があると判断し、生徒や保護者の意向や希望も尊重して、A教諭が学校からいなくなることを優先する方向で対応を進めたことにより、事案の隠ぺいと捉えられかねない状況が作られた。
- ・ 保護者からの申し立てや学校からの事故報告書について、記録は保存されているが、課内（管理係内）で回覧が行われておらず、適切な情報共有が行われていなかったと考えられる。加えて、A教諭の行為をわいせつな行為等に当たらないとする決裁がされておらず、意思決定の過程があいまいであった。

#### 2 本事案が生じた原因

本事案における各問題点の原因として、以下があげられる。



**(1) A教諭のBさんに対する行為**

- ・ これまでも、様々な非違行為事案が発生している中で、その都度コンプライアンス意識の向上を図るための研修等を行い意識改革に取り組んできたところだが、わいせつな行為等となる言動に対する認識の低さが改善されていない。

**(2) C校長が県教育委員会に報告しなかったこと**

- ・ C校長は、被害生徒から保護者への連絡を望んでいないとの申し出を受け、加害教員が校長の指導を受け入れ反省していること、被害生徒が校長の対応を了解したことから、これ以上事態が拡大することではなく、親に伝えずとも学校で収束が図られるとの思いを持った。しかしながら、被害生徒の意向や加害教員への指導にとらわれるあまり、教員の不適切な行為を把握したときは規程に基づき県教育委員会に報告しなければならないという、服務監督権者として持つべき意識が欠けていた。

**(3) 県教育委員会（高校教育課）がA教諭の行為について十分な聞き取りを行わず、懲戒処分を行うべき案件でないと判断したこと**

- ・ 教員全体の服務規律を正すべき、高校教育課の課長、教育幹、指導主事のわいせつな行為等に対する認識が、社会的な認識とずれている。一般的にわいせつな行為等として扱われる行為であっても、その内容や程度によって自ら“線引き”を行い、懲戒処分等に当たるものと当たらないものとに区分してしまっていることに問題があったと考えられる。わいせつな行為等への認識の甘さがあり、児童生徒の人権保護の観点が不足していた。
- ・ 教員の行為自体はわいせつな行為等には至らないとする一方、その結果、生徒は重大な影響を受けたとしており、生徒保護のために教員と生徒とを引き離す措置を取っている。このように矛盾した対応となったのは、生徒や保護者の意向や希望を尊重して、早期に生徒から教員を引き離すべく、教員が学校からいなくなる方向で対応を進めたため、教員の行為に対する評価や判断が十分になされなかったことに問題があったと考えられる。
- ・ わいせつ案件に関する事故報告書が提出された場合の、処理手順等の対応が定まっておらず、全ての事例が統一した手順で処理されていないことに問題があったと考えられる。

### 3 本事案の問題点、原因、再発防止等に対するアドバイザーの意見

#### (1) A教諭のBさんに対する行為

- ・ このような事案がこれまで軽く見られていたのではないか。少し手や耳たぶを触っただけではないかと思っていると思う。
- ・ A教諭は、一連の行動が露見すれば問題となりうることを理解してはいるが、Bさんの心情については全く理解しておらず、また自分の行動についての言い訳と合理化に終始している。単に認識の低さの問題というよりは、長年教員をしてきた中で、生徒との関係の持ち方についての驕りと自己中心的な考えが助長され、自身の欲求を満足させるのに生徒を使うことへの抵抗感が麻痺してしまっている。あるいは、社会一般に「わいせつ行為」の動機は「性的（わいせつ）」欲求であるという誤った認識があり、その認識を悪用しているとも考えられる。
- ・ 研修内容の見直しが必要と考える。事例をもとに性犯罪行動を支える「思考の誤り」を徹底的に学ぶ必要がある。加害者は自分の思考の誤りに気付かないので、周囲が気づき、修正させていくことが望まれる。
- ・ 「自分の身体は自分のもの」という個人の権利を尊重し、単にわいせつ行為に関する研修ではなく、対人暴力や虐待に関わる研修の一つとして、教師が境界線や対等な関係の持ち方等について認識を高める。それにはユネスコで出している包括的セクシュアリティ教育の推進が一つの方法として有益であると考えられる。
- ・ 引き続き非違行為防止のための研修会を行うとともに、日常の教職員会でも発生事案を共有し、常に危機感を持つとよい。
- ・ 生徒に対し、自分たちから小さなことでもSOSを発信できる場があることを周知することは行っていくべきだと思う。日頃から児童生徒が気軽に相談できるよう、LINE相談窓口「ひとりで悩まないで@長野」の有効活用をより一層促すことも必要かと思う。
- ・ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」での定義では、同意の有無や暴行・脅迫の有無が問題にならないようになっている。いずれ、懲戒処分等の指針を改定する時に、表現を変えれば、わかりやすくなるのではないか。

#### (2) C校長が県教育委員会に報告しなかったこと

- ・ 加害教員は再度行為に及ぶ可能性があるため、加害教員がきちんと処罰されることが大事だということを全員が認識する必要がある。
- ・ 加害教員が児童生徒にわいせつな行為等を行うまでのプロセスを理解することが必要である。また、被害者となる児童生徒側から、親には伝えないでほしい、加害教員を懲戒処分にはしないでよいという希望が出やすい特性を理解する必要がある。今回、もっと早く保護者が知ることができたなら、心のケアも早くに行われたと思う。
- ・ 本事案のように一部の教員が校長や周囲の教員に頼りにされると、知らない間に高圧的になりやすく、周囲のチェックも甘くなることで、非違行為に流され、露見しづらくなる。一方、周囲となじめず、孤立している場合も、非違行為に陥りやす

くなる。

- ・ C校長は、A教諭の問題行動の在り方やBさんの訴えや心情を理解してはおらず、火消しに走っており、「わいせつ問題」の認識と対応が極めて不十分である。これらの行動には「最小化」という機能不全な思考が強く働いているように思われ、「大したことではないと思いたい」という願望で現実を誤認したものと思われる。
- ・ A教諭の具体的な言動について県教育委員会に報告しなかったことは、無意識で「わいせつ」という判断を避けたいという気持ちが働いたのではないかと推認される。わいせつ行為が問題になることを認識してはいるが、それが被害者に与える悪影響の甚大さと、加害行為を行った者の課題が理解できていないことが根底にはあると考えられる。
- ・ 自己防衛のために県教育委員会に報告しにくい状況をなくす仕組みが必要だと考えられる。

### (3) 県教育委員会（高校教育課）がA教諭の行為について十分な聞き取りを行わず、懲戒処分を行うべき案件でないと判断したこと

- ・ このような事案がこれまで軽く見られていたのではないかと、少し手や耳たぶを触っただけではないかと思っていると思う。【再掲】
- ・ 加害教員は再度行為に及ぶ可能性があるため、加害教員がきちんと処罰されることが大事だということを全員が認識する必要がある。【再掲】
- ・ 加害教員と被害生徒との引き離しの方法について、実現可能性にかかわらず検討してほしい。
- ・ 県教育委員会は、C校長の報告を鵜呑みにし、A教諭の否認とC校長の最小化を信じてしまっている。性犯罪に対しては、周囲の人々も機能不全思考に陥りやすいので、一定の手続きや基準を作成し、遵守することが必要となる。
- ・ 県教育委員会内で情報の共有が図られる体制の構築が必要である。
- ・ 事務処理手順を明確化し、事故報告書を受けた後の検討過程・結論とその根拠を記録に残すようにルール化するのがよい。
- ・ 関係者が年長の男性ばかりだと、バイアスがかかって、バランスの取れた方向へ向かうことは大変になるのではないかと。

### (4) その他

- ・ 被害者本人に対して、あまりにも真意を確認してなさすぎる気がする。保護者と本人との気持ち、価値観はだいぶ違う。被害者の支援ができる者が丁寧にサポートする体制が必要ではないか。
- ・ 被害者が相談しやすい体制作りが必要である。数としては女性の被害者が多いので、相談窓口にも女性を参画させる必要があると同時に、男性が被害者となるケースにも目を配る必要がある。
- ・ 今回の検証の端緒となった、教職員通報相談窓口については、非違行為把握のために必要な手段であることが確認されたので、この再発防止のための対策に位置付け、一層の充実をしていくこととするのがよい。「みんなで子どもたちを見守る」と

いう視点として、抑止力にもつながると思う。あわせて、通報者の立場が守られることも周知してほしい。

## IV 性暴力根絶のための対策

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（以下「法」という。）が成立し、令和3年6月4日に公布された（施行は公布から1年以内）。

この法では、教育職員等による児童生徒性暴力等が、「児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであること」と規定し、教育職員等による児童生徒性暴力等を防止することは、「児童生徒等の尊厳を保持し、児童生徒等の権利利益を擁護する」ためであることが規定されている。〈法第1条（目的）〉

法に示されているこれらの認識は、この法が制定されずとも、学校関係者は当然有すべきものとして、「わいせつな行為根絶のための特別対策」等の対策を講じてきたところである。

しかしながら、本事案は、このような基本認識が共通認識として徹底されていなかったことを示しており、とりわけ、指導的立場にある県教育委員会事務局において明らかになったことは極めて遺憾である。

本事案に対しては厳正に対処するとともに、今回の事案も踏まえ、あらゆる局面において上記の基本認識（以下「基本認識」という。）が貫徹するよう、以下の対策を実施する。

### 1 規範の再定義

教職員の認識をより基本認識を反映したものに徹底するため、これまでの規範を改める必要がある。

現行の県教育委員会の「懲戒処分等の指針」は、児童生徒に対する「わいせつな行為等」として、次の2つの類型を定義している。

#### ① 児童生徒に対するわいせつな行為

強姦、強制わいせつ（13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為。）、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む。）、わいせつ目的をもって体に触ること等

#### ② 児童生徒に対するわいせつな言辞等の性的な言動

わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等

一方、法においては、「児童生徒性暴力等」を次のように定義している。

- |   |  |
|---|--|
| 1 | 児童生徒に対する性交   |
| 2 | 児童生徒に対するわいせつな行為  |
| 3 | 児童買春周旋、勧誘又は児童ポルノ所持・提供等   |
| 4 | 児童生徒を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒に不安を覚えさせる以下の行為<br>ア 衣服その他の身に着ける物の上から若しくは直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること<br>イ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること |
| 5 | 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事  |

両者の実線部以下（現行の県教育委員会の「懲戒処分等の指針」における「わいせつな行為等」の定義②と、法における「児童生徒性暴力等」の定義④及び⑤）を比較すると、法の定義の方が、児童生徒を保護する基本認識に立って、「許されない行為は何か、なぜ許されないのか」が明確であり、基本認識を貫徹するためには、法の定義に適合するよう「懲戒処分等の指針」を改正し、誤った判断を防ぐための明確な基準を設けることが必要である。

また、基本認識に立って考えると、この規範は児童生徒の保護のためにあることから、規範を逸脱した者への制裁と、被害を受けた児童生徒を保護するための措置は、一貫性を持ってなされなくてはならない。

規範を再定義する意義について本事案に即して考えると、次の点が指摘できる。

- ① 仮に身体的接触や性的な言辞がなかったとしても、校内ルールを破り、生徒と2人だけで自家用車で日帰り温泉に行き、入浴後に談話室で会話をした後、生徒と2人だけで自家用車で帰った行為自体が、規範（法における「児童生徒性暴力等」の定義⑤）に抵触する可能性がある。
- ② 生徒を保護するための措置をとりながら、一方では規範に抵触しない行為と判断するような、ちぐはぐな対応は許されない。

## 2 性暴力等を見逃さない・見落とさない仕組み

(1) 基本認識を踏まえれば、児童生徒があげた声に迅速かつ的確に応える必要がある。

児童生徒の被害を訴える声や悩んでいる声を把握するのは、多くの場合、学校現場である。一方、児童生徒に対する行為が規範に逸脱しているかどうかを最終的に判断するのは、懲戒処分権限を有する県教育委員会である。このため、以下の情報伝達・判断のプロセスを構築する。

- ① 学校現場で児童生徒の被害を訴える声等を把握した場合には、学校長から直ちに県教育委員会に報告する※。なお、市町村立学校にあつては、服務監督権限を有する市町村教育委員会にも同時に報告する。

※ 児童生徒が声をあげていなくても、性暴力等が疑われる場合を含む。

- ② 学校長からの報告は、県教育委員会内において、所管課だけにとどめず、懲戒処分を検討する処分委員会の構成員で共有する。
- ③ 学校長は、速やかに当事者からの聞き取りや児童生徒が被害を受けたと訴えた現場の確認等の調査を行う。被害を訴えた児童生徒やその他の児童生徒への聞き取りにあたっては、児童生徒が話しやすいよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家に聞き取りを依頼する等の配慮を行う。
- ④ 学校長は、調査結果について県教育委員会に報告する。なお、市町村立学校にあつては、市町村教育委員会へも同時に報告する。  
また、学校長からの報告は、県教育委員会内において、所管課だけでなく、懲戒処分を検討する処分委員会の構成員で共有する。
- ⑤ 県教育委員会は、調査結果を受けて、必要がある場合には、学校長や市町村教育委員会と連携し、自ら調査を行う。調査にあたっては、コンプライアンスアドバイザー（法律、臨床心理、犯罪心理、情報公開の専門家及び企業関係者、保護者で構成）から必要な協力を得る。
- ⑥ 県教育委員会は、調査結果に基づき、児童生徒が被害を訴えた行為が性暴力等に当たるか否かの判断を行う。判断にあたっては、客観性を担保するため、あらかじめコンプライアンスアドバイザーから意見を聴取する。

〔 本事案に即して考えると、基本認識に立って児童生徒に寄り添うとともに、事態の把握、調査、規範適合性の判断の各段階において、関係者の恣意的な対応に陥ることのないようにするため、上記の仕組みの構築が不可欠である。 〕

(2) 児童生徒や教職員が声をあげるための仕組みを強化し、充実させる必要がある。

既に、各学校の校内通報窓口や教職員から教育長・弁護士に直接通報できる「教職員通報・相談窓口」、児童生徒や保護者から直接連絡できる「学校生活相談センター」・「子ども支援センター」・LINE相談窓口「ひとりで悩まないで@長野」があり、児童生徒や保護者、教職員等に、これらの様々な窓口相談・通報できることを引き続き周知していく。

また、既に「学校生活アンケート」を実施し、児童生徒が相談したいことを自由記載で表明してもらっているところだが、児童生徒がより声を上げやすいように、自由記載欄とは別に新たなアンケート項目を設けるとともに、児童生徒に負担のない提出方法等について検討する。

新たに設けるアンケート項目は、例えば、以下のようなものを想定している。

《例》 校内ルールでは次のとおり、〇〇となっていますが、それに反した行為があつて、嫌な思いや怖い思いをしたことがありますか。友達からそういう相談を受けたことがありますか。

本事案では、当該生徒は、加害教員とは別の教諭に相談して事実が発覚したが、教員からの性暴力等に対し、児童生徒が自ら行動を起こすことは容易なことではない。いかに児童生徒からの訴えのハードルを低くするかを考えることが重要であり、その一つとして、上記のようなアンケートの実施を検討する必要がある。

### 3 性暴力等の被害者となった児童生徒を保護する措置

- (1) 学校長は、県教育委員会が懲戒処分等を決定するまでの間、性暴力等を受けたと思われる児童生徒と当該教職員との接触を避けるなど、当該児童生徒の保護に必要な措置を講じる。
- (2) 学校長は、性暴力等を受けたと思われる児童生徒の保護者に対し、速やかに説明を行うとともに、保護者と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の協力を得て、児童生徒に対し必要な支援を行う。

本事案では、保護者には伝えないでほしいという生徒からの申し出をそのまま受け入れて対応しているが、性暴力等を受けた児童生徒は、保護者に伝えないでほしいという希望が出やすい特性があることを理解して対応する必要がある。

### 4 これまで実施してきた性暴力を未然に防止する措置の徹底

上記の対策の実施に加え、これまで「わいせつな行為根絶のための特別対策」において実施してきた未然防止措置を充実させ、継続して取り組む。

#### (1) 教職員の規範意識を醸成する研修の実施

- ① 児童生徒への性暴力等は、教職員から児童生徒に対する人権侵害であることを認識するため、人権教育を徹底して実施する。その中で、具体的な対処法を身に着けるため、児童生徒や教職員等を対象としたワークショップなどを実施する。また、キャリアステージに応じた研修を通じて「高い倫理観と使命感及び確かな子ども理解」の一層の向上を図るよう取り組む。
- ② 学校において実施する校内研修に、小グループでのワークショップ形式の研修を必ず組み込み、同僚との対話を通じて自分自身を素直に出し合い、自己を認識することや他者を理解する力を養う。また、同世代や同性のグループで研修を行うことにより、職場内で気軽に相談しやすく、他者の思考の誤りを修正しやすい環境をつくる。
- ③ 一人ひとりが児童生徒への性暴力等を自分事とするため、校外研修においてライフステージ別研修にワークショップ形式の研修を組み込むとともに、専門家による研修を行う。
- ④ 教員採用予定者に対して任用前に、性暴力等は被害者の人権を傷つけることはもとより、自分の身分や家族、社会に与える影響が重大であることを理解させるため、事例を用いて具体的に説明する。



⑤ 教員を目指す学生の規範意識を養うため、県教育委員会の教員が講師となり講習を行う。

(2) 研修への最新の理論や知見の導入

専門家の協力を得ながら、研修で活用するテキストや事例集等の作成や改訂を行い、最新の理論や知見を取り入れた研修を実施する。

(3) 校内ルールの特明確化と共有

県教育委員会が定めた共通ルールをもとに、学校ごとの校内ルールを明確化した上で、「教師は児童生徒に対して優位な立場にあることを踏まえ、児童・生徒に対する性暴力等は一切許されないこと」や「校内ルール」について、教職員、児童生徒、保護者に共有する。

(4) 物理的環境の整備

学校内で、外から室内の様子が見えない部屋について、ドアへの小窓の設置や窓ガラスへのポスター等の掲示の禁止など、校内で教職員と児童生徒とが2人きりにならないための物理的環境を整備する。

(5) 自己分析の実施

自分が陥りやすい性暴力等を引き起こす危険性を理解するため、性暴力等に対する自己分析支援チェックシートを活用した自己分析を実施するとともに、カウンセリングが必要との結果が出た場合に、アドバイス等を受けるための相談窓口について情報提供を行う。

## 5 実施時期

(1) IVに記載の対策については、可能な限り速やかに実施する。ただし、「1 規範の再定義」については、法の施行にあわせて実施する。

(2) 今後、法に基づき文部科学大臣が定める基本指針の内容を踏まえ、見直しを行うこととする。